東京都市計画沿道地区計画の変更(足立区決定) 都市計画足立区環状七号線C地区沿道地区計画を次のように変更する。

		名	称		足立区環状七号線C地区沿道地区計画								
		位	置	*		一丁目、加平	二丁目、加平三丁	一目、谷	中二丁	目、西加平一丁目、西 目、谷中三丁目、谷 ^口 为			
		面	積	*	約25.9ha (延長約4.5	k m)						
沿道の整備に関する方針 ※	道路交通騒音により 生ずる障害の防止に 関する方針				本地区の住居系建築物の防音構造化を促進するとともに、環状七号線に面する建築物の適切な誘導配置により後背地域への道路交通騒音を防止する。								
	土地利用に関する方針			方針	本地区は、中高層の集合住宅や、中古車センター等の自動車関連施設を中心とする商業施設が多く、また、一部で木造の戸建住宅や大規模な空地が見られる街並みとなっている。これを幹線道路の沿道としてよりふさわしい適正かつ合理的な土地利用を誘導するとともに防災上有効な建築物の不燃化を図る。また、隣接する六町地区地区計画との整合を図るため、計画図に表示されたイの区域は、建築物等に関する制限を行い良好な市街地形成を図る。 さらに、足立東部地域平野・東六月町地区地区計画区域に隣接する、計画図に表示されたウの区域は、地区計画と整合する良好な市街地環境の形成に資するよう、建築物等に関する制限を行う。加えて、北綾瀬駅周辺地区地区計画と整合を図るため、計画図に表示されたエの区域は、にぎわいのある土地利用を誘導するとともに良好な市街地環境の形成に資するよう、建築物等に関する制限を行う。								
					名 称	幅員	延長	備	考	名 称	幅員	延長	備考
	沿道施設の 配置及び 規模			口夕	区画街路1号	4. 0 m	約30m	拡	幅	区画街路4号 ※	8. 0 m	約30m	拡幅・新設
				旦 蹈	区画街路2号	4. 0 m	約30m	拡	幅	区画街路 5 号 ※	8. 0 m	約30m	新 設
沿道					区画街路3号	4. 0 m	約30m	拡	幅	区画街路6号	4. 0 m	約30m	拡幅
地	建	地区の 区分	名	称	アの区域	或	イのロ	区域		ウの区域	Ì	エの[丞域
区整			立 分 面 積	積	約23.5	h a	約0.8	3 h a		約1.4 h	a	約0.	2 h a
備計画	等建築物の沿道整備道に対する			分の長 道整備 部分の 割合の	7/10		適用を除外する	0					

		建築物等の高さの 最低限度 ※	1 環状七号線に面する建築物 5 m (遮音上の高さ) ただし、都市計画施設内は適用を除外する。 2 それ以外の建築物						
		建築物の構造に関する遮音上の制限 ※	1 環状七号線に面する建築物 環状七号線の路面の中心からの高さが5m未満の範囲を空隙の少ない壁が設けられたものとするなど遮音上有効な構造と する。ただし、都市計画施設内は適用を除外する。 2 それ以外の建築物 一						
沿道地区	建築物等に	建築物の構造に関する防音上の制限 ※							
区整備計画	関する事項	建築物等の用途の制限 ※	 次に掲げるものは建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する「風俗営業」を営む建築物 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物(前号に該当する営業を営むものを除く。) 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営むものを除く。) 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをきせる営業を除く。)を営む建築物 (前号に該当する営業を営むものを除く。) 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをきさせる営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをきせる営業を除く。)を営むま業物 						

	i				
沿道地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	 83.0㎡とする。 ただし、次の各号に該当する 場合は、この限りではない。 1 計画策定時に敷地面積が 83.0㎡未満の場合。 2 区長が良好な居住環境を害 するおそれがないと認めたも の。	83.0㎡とする。 ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 1 計画策定時に敷地面積が 83.0㎡未満の場合。 2 区長が良好な居住環境を 害するおそれがないと認め たもの。	83.0㎡とする。ただし、次の各号のいずれかない。 おりの各号の限りのでは、次の各号のの限りのでは、次の各号のの限りのでは、大の各号のの限りでは、当該地区計画の都では、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
		壁面の位置の制限	壁面の位置(建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離)の最低限度は、計画図に示すとおりとする。ただし、の各号にはない。 1 床でし、の限りではない。 1 床ではない。 2 物置その他これに類する用後自動車を除く)に共って、壁面の後退に満たない部分にあるを重する。 3 m以下であるもの。 3 自動車であるもの。 2 3 m以下であるもの。 2 3 m以下であるもの。	壁面の位置(建築物の外壁、 又はこれに代わる柱の面の位置)から道路境界線までの距離の最低限度は、0.6 mとする。 ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 1 床面積に算入されない出窓の置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さ解りにある床面積の合計が5㎡以内であるもの。 3 自動車車庫で軒の高さが2.3 m以下であるもの。 3 自動車車庫で軒の高さが2.3 m以下であるもの。	計画図に示すでは置のに 制限が定対の外に に示れが発生がでする。 に代わるはなび「外 壁境界ののでする。 がでする。 がでする。 ののでは、 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので。 のので

沿道地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	_	4 区長がやむを得ないと認め たもの。	また、道路状等の見通しの空間として、道路が交差する角地部分については、敷地の隅を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の部分を確保し、その部分を超えて建築してはならない。ただし、道路状の面からの高さが4.5mを超える部分については、この限りでない。	2. 3m以下であるもの。
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限			屋根、外壁等の色彩は、良好な 住環境にふさわしい落ち着いた 色あいのものとする。 屋外広告物は、地区の良好な 美観、風致などを考慮したもの とし、災害時の安全性を確保す るため腐朽又は破損しやすい材 料の使用を防止するものとす る。	1 建築物の形態・意匠・色彩 等については、周辺環境や都 市景観に配慮したものとす る。 2 屋外広告塔や広告板、屋上 設置物等は、街並みに配慮す るものとする。 3 建築物の屋根及び外壁の色 彩は、刺激的な原色を避け、 周辺の環境と調和したものと する。
			生垣又はフェンスとする。 ただし、高さ1m以下のもの 又は、法令等の制限上やむを得 ないものはこの限りでない。	道路に面して設ける垣又は 柵の構造は、生垣又はアニさり、これらの併用をクリートブロック造、レンガ造、 大げない。ただし、レガガニンが 一トブロック造、をひからである 鉄筋コンクリート造及の高が らに類する構造の部分の高が が前面道路中心から0.6 m 以下のもの又は、法令等のい てはこの限りでない。	道路に面して設ける垣又は 柵の構造は、生けの伊用ンスとし、これらのし、大がロックは、 またげない。ただし、鉄筋 リートがでし、鉄筋に カリート がらの高さが前面 路中心からの。6 m以下やの の又は、法令等の制限上との を得ないものについてはこの 限りでない。	道路に面して設ける垣又は 柵の構造は、生け垣又はフェンスとし、併用を妨げない。 ただし、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分の高さが前面道路中心から0.6 m以下のもの、法令等の制限上やむを得ないものについてはこの限りでない。

※知事協議事項

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置は、計画図表示のとおり」 理由:「北綾瀬駅周辺地区地区計画の決定に合わせ、幹線道路沿道にふさわしいまちなみと調和の取れた市街地の形成を図るため、沿道地区計画を変更する」